

令和3年5月25日

## 京都大学大学院医学研究科 蛍光生体イメージング室内小動物飼育設備 利用規約

### 1. 運営

京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター蛍光生体イメージング室ならびに同室内小動物飼育設備（以下、**F棟飼育設備**）の運営は同研究科蛍光生体イメージング室長の監督下で、**飼養保管施設**として運営される。なお技術面においては京都大学医学研究科附属動物実験施設（以下、附属動物実験施設）のアドバイスを受け、円滑な運営が行われるように努める。

**F棟飼育設備を利用する動物実験は、京都大学医学研究科動物実験委員会の承認を受けたものに限定する。**

小動物の飼育管理は各利用者の責任とし、事故等において飼育環境が悪化、またはマウスが死亡等した場合においても蛍光生体イメージング室長ならびに病態生物医学講座はその責任を負わない。

### 2. 拡散防止レベル P2A

### 3. 利用者

- ・ 医学研究科に所属する者のみ **F棟飼育設備**を利用する資格を有する。
- ・ **F棟飼育設備**の利用者は事前に利用申請書（※様式1）を提出し、イメージング室長の承認を得る。利用者は決められたルールを順守し、実験を行う。重大なルール違反があった場合は、蛍光生体イメージング室長の判断で利用を取り消される。（6. **F棟飼育設備**の利用ルール）
- ・ **F棟飼育設備**を利用した者は、原則として24時間以上経過してからでないと附属動物実験施設の **SPF** 領域には入室できない。また附属動物実験施設のコンベンショナル領域利用者は **F棟飼育設備**に入室できない。
- ・ 附属動物実験施設の感染隔離された部屋でマウスを飼育している利用者は、感染隔離された部屋に入室後24時間以上経過してからでないと **F棟飼育設備**に入室できない。

### 4. 利用時間

**F棟飼育設備**の利用は原則として平日（創立記念日、お盆、年末年始を除く）の9時から17時までとする。夜間・休日は原則として **F棟飼育設備**扉を施錠する。

## 5. 必要書類

F棟飼育設備にて小動物の飼育を行うには、事前にF棟飼育設備にて小動物飼育を行う承認を京都大学実験動物施設より得る必要がある。そのため、利用者は事前にF棟飼育設備での小動物飼育について、京都大学実験動物施設に飼養保管施設としてF棟飼育設備を加えた動物実験計画書を提出し、承認を得る。

※医学研究科付属動物実験施設を利用している場合、F棟飼育設備を使用している旨、動物実験施設に申請を行う。(多施設飼養設備利用届)

## 6. 持ち込む動物の制限

- ・F棟飼育設備で飼育する小動物はマウスに限定し、以下のいずれかとする。
  - 附属動物実験施設のSPF領域ならびにA棟地下飼育設備(SPF領域)から持ち込まれたもの
  - 実験用小動物販売会社のSPF飼育環境で飼育されたもの
  - 特にイメージングセンター室長の許可のあったマウス
- ・蛍光生体イメージング室で実験を行ったマウスを再びF棟飼育設備に戻すことは可能とする。
- ・附属動物実験施設の感染隔離された部屋、動物実験施設コンベンション室で飼育されたマウスはF棟飼育設備への搬入はできない。
- ・F棟飼育設備での小動物の**繁殖を禁止**する。ただしF棟飼育設備内で交配させて生まれた胎児等を実験に利用することは可能とする。

## 7. 手続き

F棟飼育設備でのマウス飼育を希望するものは、様式1 蛍光生体イメージング室内小動物飼育設備 利用申請書を提出する。

飼育する際には、飼育室内の飼育日誌(002号室 ケージ表)の利用可能な空いているケージの欄に **strain**, 週齢、性別、匹数、飼育者、飼育し始めた日時ならびに飼育終了予定の日時、出所(動物施設部屋番号、ラック番号もしくは購入先)を記入し、登録する。

F棟飼育設備での飼育は3か月を期限とする。更新が必要な場合は、更新を当イメージングセンターに書面にて申請する。

## 8. 検疫 (微生物モニタリング)

F棟飼育設備では6か月毎に微生物モニタリング検査を行う。F棟飼育設備内でモニタリング検査に陽性が検出された場合または附属動物実験施設にて感染が判明し、感染動物が持ち込まれた可能性があることが判明した場合は、一部または全ての小動物に対して、利用者と蛍光生体イメージング室長が相談し、マウスの処分を決定する。

## 9. F棟飼育設備の利用ルール

### パスボックスの利用

・F棟飼育設備内に小動物を持ち込む場合は、附属動物実験施設が提供する輸送箱またはそれに準じた容器に小動物を入れ、ケースの周りをアルコール等で消毒した後、パスボックスに入れる。パスボックス内で3分間以上、紫外線殺菌を行った後に室内に搬入する。

・F棟飼育設備内に持ち込む実験器具は原則として、オートクレーブ滅菌またはアルコール等の噴霧による消毒処理を行った後、パスボックス内で紫外線殺菌を行ってからF棟飼育設備内へ搬入する。ただし、これらの滅菌・消毒処理ができない器具に関してはこの限りではない。

・F棟飼育設備内に持ち込む生物材料（接種する細胞など）は附属動物実験施設と組換えDNA実験安全委員会の許可を得たものに限定する。生物材料が入った容器をアルコール等の噴霧による消毒処理を行ってからパスボックスを経由して、室内へ搬入する。（生物材料の搬入の際にはパスボックス内で紫外線殺菌をしなくてもよい。）

### 飼育管理

- ・飼育管理（給餌、給水、床敷交換等）は利用者各自が行う。
  - ・飼育管理を指定の飼育日誌(002号室 ケージ表)に記録する。
  - ・1週間に1度を目安に床敷交換を行う。なお、日誌にはその動物を持ち出した場所(例、動物実験施設212号室など)も明確に記載する。
  - ・ディスプレイケージ（または容器のみ）は2週間に1度を目安に交換する。
- ※新しいケージを使用する際には、各個人一式をスタッフが用意しているので、それを用いる。
- ・マウスの収容数は1ケージ当たり5頭までとする。
  - ・床敷交換など作業終了後は飼育設備床面、実験台等を汚した場合は利用者自身で清掃・消毒を行う。
  - ・特殊給水、給餌を行う場合は予め蛍光生体イメージング室長の許可を得る。

### 入退室手順

蛍光生体イメージング室エリアから飼育設備に入室する手順を以下に示す。

(ア) 飼育設備前室前で手指のアルコール消毒を行う。

(イ) 上履きを脱いで前室に入る。

(ウ) 作業用ウエア、マスク、ヘアキャップ、手袋、靴下カバーを装着する。

※作業用ウエア一式を新規に使用する際には、所定の用紙に所属（講座名）、利用者名、一式についている番号を記載する。

※作業用ウエア一式は破損などの理由がなければ、2週間に1回の割合で交換し使用す

る。

(エ) 手袋の上からアルコール消毒を行う。

(オ) 飼育設備内へ入り、飼育設備内用スリッパを履く。

(カ) 作業終了後、手袋の上からアルコール消毒を行い、飼育設備内用スリッパを脱ぎ、前室に入る。(退室)

(キ) 前室内で、作業用ウエア、マスク、ヘアキャップ、手袋、靴下カバーを取る。

#### 飼育設備内作業

・SPF レベルの環境を維持して小動物を飼育する場合は、安全キャビネット内で床敷交換作業等を行う。

・利用ケージには所属（講座名）、利用者名、飼育開始日、飼育終了予定日、出所(動物施設部屋番号、ラック番号もしくは購入先)を必ず記入する。

・飼育する小動物の連続的な繁殖は禁止する。ただし F 棟飼育設備内で交配させ、その胎児等を実験に利用することは可能とする。

・小動物の死体はビニール袋に入れて、必ず利用者自身で持ち帰り、所属の研究室において廃棄する。

・使い終わった床敷は飼育設備内のフリーザーに廃棄する。ケージはフタ、容器、水入れなども区別して飼育設備内所定のプラスチックケースに廃棄する。

・F 棟飼育設備内で使用した注射針などの感染性廃棄物は指定の感染性廃棄物用容器に廃棄する。

・利用者自身が持ち込む吸入麻酔薬としては、イソフルラン等毒性が強くなく、取り扱い上も危険の少ない麻酔薬の使用を推奨する。ハロタン、ジエチルエーテルの使用を禁止する。

・作業用ウエアに引火の危険があるため、火気の取り扱いは原則禁止する。(利用する場合はイメージング室長に予め届出を行い、一人で作業しない。)

・室内掲示物に目を通し、他の作業者に迷惑をかけないように作業を行う

#### 10. F 棟飼育室の保安、防犯管理

F 棟飼育室前には防犯カメラが設置されており、入退室について常時撮影されている。ただし、これらの撮影画像は防犯上の目的のみに使用され、決してそれ以外の目的に使用されることはない。

#### 附 則

この利用規約は、平成 29 年 1 月 21 日から施行する。

平成 30 年 3 月 5 日改正

令和 3 年 5 月 26 日改正

